

長岡造形大学校友会会則（平成10年3月24日制定）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、長岡造形大学校友会と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、長岡造形大学と学術の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）会報、会員名簿等の発行
- （2）校友大会、講演会、研究会等の開催
- （3）在学生への援助、協力
- （4）その他本会の目的達成のために必要な事業

（本部・事務）

第4条 本会は、本部を長岡造形大学内におく。

2 本会の事務は、会長の命を受け校友会本部が行う。

（支部）

第5条 必要に応じ、支部を設置することができる。

第2章 会 員

（会員）

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

正 会 員 長岡造形大学学部及び大学院に入学した者。

特別会員 長岡造形大学教職員及び本学関係者で役員会が決定した者（ただし、卒業・修了教職員は除く）。

（会費）

第7条 会員は、本会の事業に要する経費として、所定の会費を納入するものとする。

2 会費の納入方法等については、別に定める。

3 正会員は、納入した会費等を返還請求することができない。

（届出）

第8条 会員は、その住所、氏名等を変更したときは、速やかに届け出るものとする。

（表彰）

第9条 本会に特に功労のあった会員は、役員会の議をもってこれを表彰することができる。

（除名）

第10条 本会の名誉を著しく損なう行為のあった会員は、役員会の議をもってこれを除名することができる。

（退会）

第11条 会員が各号の一に該当するときは退会したものとみなす。

- （1）死亡した場合
- （2）除名された場合
- （3）終身会費を納めない場合

第3章 役 員

（役員の構成）

第12条 本会に、次の役員をおく。

- （1）会 長 1人
- （2）副 会 長 若干人
- （3）委 員 若干人
- （4）会計監事 2人 会計監事は、会長、副会長、委員、学年幹事を兼ねることができない。
- （5）顧 問 若干人

(役員の職務)

第 13 条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。代行をする順位は、卒業年度順による。
- (3) 委員は、役員会を構成し、会務を執行する。
- (4) 会計監事は、本会の会計、会務執行状況及び財産の状態を監査する。
- (5) 顧問は、常時役員会の重要事項に関し、助言をすることが出来る。ただし、役員会において意思決定を行う権限を持たない。

(役員の選任方法)

第 14 条 役員は、次の方法により選任する。

- (1) 会長は、役員会の互選により、委員より選出する。
- (2) 副会長は、会長が役員会の承認を得て、委員より選任する。
- (3) 委員は、会長が役員会の承認を得て、正会員より選任する。
- (4) 会計監事は、会長が役員会の承認を得て、会員より選任する。
- (5) 顧問は、会長が役員会の承認を得て、会員より選任する。

(役員の任期)

第 15 条 役員の任期は 3 年とし、再選を妨げない。ただし、後任者が決定するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 顧問の任期は、原則として終身とする。

(役員の補充)

第 16 条 役員に欠員を生じたときは、第 14 条の規定を準用して補充する。ただし、次の改選期までこれを延期することができる。

第 4 章 学年幹事

(学年幹事)

第 17 条 本会に学年幹事をおく。

- 2 学年幹事は、同年度会員との連絡を保持し、役員と会員相互の連携に努める。
- 3 学年幹事は、会長が役員会の承認を得て、正会員の中より、各年度別に、正副各 1 人ずつ選任する。
- 4 学年幹事の任期は、原則として終身とする。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 18 条 本会の会議は、校友大会、役員会の 2 種とする。

(校友大会)

第 19 条 校友大会は、全ての会員をもって構成し、会長が年 1 回召集して会務を報告する。

- 2 会長は、必要に応じ臨時に校友大会を召集することができる。

(役員会)

第 20 条 役員会は、会長、副会長、委員及び会計監事で構成する。

- 2 役員会は、必要に応じ随時開催するものとし、会長がこれを召集する。
- 3 会長または構成員の過半数以上の者が必要と認めたときは、会長が臨時に役員会を召集する。

(役員会の審議・執行事項)

第 21 条 役員会は、次の事項を審議し、これを執行する。

- (1) 本会運営のための基本方針
- (2) 会則、規則、その他の規定の制定、変更に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算書
- (4) 事業報告書、収支予算書及び財産目録
- (5) 運営資産積立金に関する事項
- (6) 会長、委員、学年幹事、会計監事の選任
- (7) その他本会の運営に必要な事項

(役員会の議事)

第 22 条 役員会は、構成員の過半数の出席により議事を行うことができる。ただし、当該議事について、書面をもってあらかじめ意思表示をした者は、出席したものとみなす。

2 役員会の議長は会長がこれに任じ、会長に事故あるときは副会長が代行する。

3 役員会の議事は過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

4 役員会の議事については議事録を作り、議長及び出席役員 1 人がこれに記名捺印してこの会に保存する。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 24 条 本会の運営のための経費は、会費、寄付金及び資産から生ずる果実等の収入をもって支弁する。

(運営資産積立金)

第 25 条 毎会計年度の収支において収入超過を生じたときは、これを運営資産積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資産積立金より補填する。

(予算)

第 26 条 本会の毎会計年度の予算は、会長がこれを編成し、役員会の承認を得なければならない。

(決算)

第 27 条 本会の決算は、毎会計年度終了後会長がこれを作成し、会計監事の監査の意見を添えて役員会に報告し、承認を得なければならない。

第 7 章 雑 則

(その他)

第 28 条 この会則に定めるもののほか、校友会に関し必要な事項は、役員会の議を経て別に定める。

附則

1 この会則は、平成 10 年 3 月 24 日から施行する。

2 平成 13 年 3 月 31 日以前に、第 14 条により選任された役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、平成 13 年 4 月 1 日までとする。

3 本会の終身会費は、40,000 円とし、予納することができる。ただし、平成 9 年度及び平成 10 年度卒業生については、30,000 円とする。

附則

この会則は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この会則は、平成 13 年 10 月 4 日より施行する。

附則

この会則は、平成 14 年 2 月 23 日より施行する。

附則

この会則は、平成 15 年 3 月 31 日より施行する。

附則

この会則は、平成 27 年 5 月 1 日より施行する。